

稲敷市サテライトオフィス等開設促進補助金

〇趣旨

本市における地域経済の活性化及び移住定住の促進を図り、市民生活の安定及び向上に資することを目的に、市内で新しくサテライトオフィス等を開設する事業者に最大300万円を補助します。

〇補助金の概要

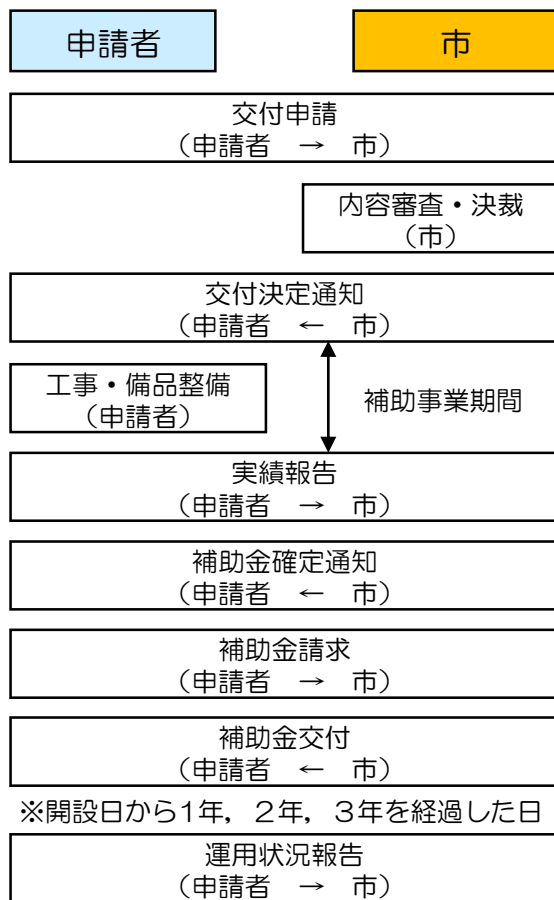
- 対象者（以下の全ての要件を満たすもの）
 - ・市外に本社を有し、市内に新たに対象となるオフィスを設置する法人
 - ・市外在住者が1名以上市内へ移住し、当該オフィスで勤務すること
 - ・新設したオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること
 - ・代表者が暴力団関係者に該当しないこと
- 対象となるオフィス
 - ・全社的な業務の一部もしくは全部、又は研究開発、研修等を行うオフィス
 - ・業種による制限は設けない
 - ・製造、販売等を行う工場又は店舗は対象外
- 補助対象経費
 - ・移転に要する費用
 - ・事務所周地の取得及び賃貸費、事務所新築、改築、改装に伴う工事請負費
 - ・償却資産の取得費
- 補助金額
補助対象経費の1/2 上限200万円
※当該事業所で、市民を1人雇用すること
に20万円を加算（最大100万円）

1社あたり最大300万円の補助

■申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②賃貸借契約書の写し等当該事務所を使用する権限が申請者にあることが分かる資料
- ③位置図、平面図並びに外観及び内観の写真
- ④法人登記事項全部証明書
- ⑤見積書その他の補助対象経費の内容、金額等が分かる書類
- ⑥定款及び直近2か年分の決算書
- ⑦前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

〇補助金申請の流れ



- ※必ず申請書類を提出する前に、電話にて予約の上、事前相談を受けて下さい。
- ※交付決定日以降に発注、契約し、事業完了日までに支払いを終えた経費が補助対象となります。交付決定前に発注、契約、購入等を実施したものは補助対象経費となりませんので、ご注意下さい。

【問い合わせ先】

稲敷市 地域振興部 産業振興課 企業誘致推進室
住所 〒300-0595
茨城県稲敷市犬塚1570番地1
電話 029-892-2000 (代)
E-mail : kigyoushou@city.inashiki.lg.jp